

## 介護サービス事業者経営情報の報告に関するQ&A(茨城県)

※この資料に記載されていない事項については、厚生労働省発出の「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A」をご確認ください。

※回答内容は国の通知やQ&A等を踏まえて修正する場合がありますのでご了承ください。

更新日:2025/1/6

|    | 分類    | 質問   | 回答  | 備考 |
|----|-------|--|---|----|
| 1  | 制度    | 介護サービス事業者経営情報の報告とは何か。  | 令和6年介護保険法改正により新たに創設された制度で、介護サービス事業者に対し、介護施設・事業所における収益及び費用等の情報の報告を義務付けるものです。   |    |
| 2  | 制度    | 報告した内容はどのように活用されるのか。   | 厚生労働省が、物価上昇や災害、人手不足等による経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う際に活用されます。   |    |
| 3  | 制度    | 報告した内容は一般に公表されるのか。   | 報告内容を属性等に応じてグルーピングした分析結果が公表される予定ですが、事業所ごとの個別の報告内容は公表されません。  |    |
| 4  | 報告対象  | どのような事業所が報告対象となるか。   | 原則として全ての介護サービス事業所が対象です。<br>ただし、小規模事業者等に配慮する観点から、以下のいずれかに当てはまるサービス事業所は報告対象から除外されます。<br>①当該会計年度に提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの<br>②災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの  |    |
| 5  | 報告対象  | どのようなサービス種別が報告対象となるか。  | 「介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について(令和6年8月2日)」の第2(3)「報告の対象となる介護サービスを提供する事業所・施設」に掲げる介護サービスが対象です。<br>なお、居宅療養管理指導及び介護予防支援は報告対象外です。<br>【参考URL】<br><a href="https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/keiejoho/documents/keiejoho_tsuchi240802.pdf">https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/keiejoho/documents/keiejoho_tsuchi240802.pdf</a>   |    |
| 6  | 報告対象  | いわゆる「医療みなし」の事業所は報告対象となるか。                                      | 「医療みなし」の事業所も報告対象です。<br>ただし、「当該会計年度に提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下」の場合は除外されます。  |    |
| 7  | 報告対象  | 総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)は報告対象となるか。                                | 総合事業は報告の対象外です。  |    |
| 8  | 報告対象  | 事業所が既に廃止されているが、報告は必要か。   | 当該会計年度に提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円を超える場合は、報告対象となります。<br>ただし、事業者(法人)自体が廃業、閉鎖及び解散等をしている場合においては、この限りではありません。   |    |
| 9  | 報告対象  | 事業所単位or法人単位のどちらで報告すればよいか。                                      | 「事業所単位」「拠点単位」「法人単位」いずれの報告も可能です。   |    |
| 10 | 報告対象  | 介護サービス以外に医療サービスや障害福祉サービスも提供している場合、全ての事業を含んだ損益計算書等データを報告してもよいか。 | 「介護サービス」と「それ以外のサービス」とで、按分したデータを作成可能であれば、按分したデータを報告願います。<br>按分が難しい場合は、介護以外のサービスを含んだデータを報告いただくことで差し支えありません。その場合は、システムの「追加情報登録」画面から、「介護保険サービス事業以外の損益情報が含まれる」旨の登録をお願いします。   |    |
| 11 | 報告時期  | いつの時点の経営情報を報告すればよいか。また、いつまでに報告すればよいか。                          | 会計年度単位で報告いただくこととなります。<br>令和6年3月31日から令和6年12月31日までの間に終了する会計年度分については、【令和7年1月から3月まで】に報告してください。<br>令和7年1月1日以降に終了する会計年度分については、【各会計年度終了後3月以内】に報告してください。  |    |
| 12 | 報告時期  | 報告しなかった場合の罰則等はあるのか。  | 介護保険法第115条44の2第6項に基づき、介護サービス事業者が報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、都道府県は期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正することを命ずることができることとされています。その上で命令に従わないときは、指定もしくは許可を取り消し、又は期間を定めてその指定もしくは許可の全部もしくは一部の効力を停止することができることとなっています。   |    |
| 13 | GビズID | GビズIDとは何か。   | デジタル庁が管理する、事業者向け共通認証システムです。<br>GビズIDを取得すると、1つのID/パスワードで様々な行政サービスにログインできます。<br>介護サービス事業者経営情報データベースシステムの利用にあたって、GビズIDによるログインが必要となるため、各事業者においてアカウントの取得をお願いします。   |    |
| 14 | GビズID | 法人で1つのIDを取得すればよいか。それとも、事業所・サービスごとにIDの取得が必要となるのか。               | 1法人につき、「GビズIDプライム」のアカウントを1つ取得いただければ結構です。<br>また、事業所ごと・拠点ごとにアカウントを作成したい場合は、「GビズIDプライム」アカウントを作成後に、「GビズIDメンバー」アカウントを複数作成することが可能です。<br>【参考】「介護サービス事業者経営情報データベースシステム GビズID取得等の手引き」※4ページに、GビズIDの運用パターン例が記載されています。<br><a href="https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/keiejoho/documents/keiejoho_gbizidtebiki241128.pdf">https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/keiejoho/documents/keiejoho_gbizidtebiki241128.pdf</a> |    |
| 15 | GビズID | GビズIDの詳細について質問したい。   | 「GビズID」はデジタル庁が所管するサービスのため、当該サービスに関する照会等は以下の「GビズID」ホームページに記載のお問い合わせ先をお願いいたします。<br>【参考】GビズID(デジタル庁ホームページ)<br><a href="https://gbiz-id.go.jp/top/">https://gbiz-id.go.jp/top/</a>  |    |
| 16 | 報告方法  | 「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」のログインページを教えてください。                     | 下記URLからログインしてください。<br>【URL】「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」 ログインページ<br><a href="https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/zaimu/todokede/login">https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/zaimu/todokede/login</a>   |    |
| 17 | 報告方法  | システムによる報告ではなく、その他の形式で報告することは可能か。                               | 本制度で受付可能なのは、システムでの報告のみとなります。  |    |
| 18 | 報告方法  | 介護サービス情報公表システムで財務諸表を公表していれば、再度の報告は不要か。                         | 「介護サービス情報の公表」と「介護サービス事業者経営情報の報告」は異なる制度のため、介護サービス情報公表システムで財務諸表を公表している事業者においても、別途経営情報の報告が必要です。  |    |
| 19 | 報告方法  | 法人単位で報告を行う場合も、それぞれの事業所について同一データの登録作業を繰り返す必要があるか。               | 法人単位の損益計算書等データ登録作業後に、「届出対象事業所データ登録」画面から、そのデータに含まれる全ての事業所を登録いただくことで、登録作業を1回のみとすることが可能です。   |    |
| 20 | 報告方法  | 損益計算書等のデータについて、どのように入力するのか。全ての項目を手作業で入力する必要があるのか。              | 「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」における損益計算書等データの登録は、以下のいずれかの方法で行ってください。<br>①会計ソフトウェアから出力した損益計算書等ファイルの取込<br>②システム上での直接入力<br>※お使いの会計ソフトウェアに、システム登録用のファイル出力機能が搭載されているかは、ソフトウェア業者へご確認ください。   |    |

|    |      |   |   |  |
|----|------|---|---|--|
| 21 | 報告方法 | システムを操作中にエラーが発生してしまった。<br>／システムの操作手順がわからない。 | まずは、介護事業所向けのシステム操作マニュアルをご確認ください。<br>それでも解決しない場合は、システムヘルプデスクまでお問い合わせください。<br><br>【参考】介護サービス事業者経営情報データベースシステム 操作マニュアル(介護事業所向け)<br>※77ページに、システムヘルプデスクの問合せ先メールアドレスが記載されています。<br><a href="https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/keijijoho/documents/keijijoho_systemmanual1_0_241128.pdf">https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/keijijoho/documents/keijijoho_systemmanual1_0_241128.pdf</a> |  |
|----|------|---|---|--|